

# 第2期 綾瀬市スポーツ推進計画 (案)

令和8年 月  
綾瀬市

## 目次

### 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	・・・ P 4
2. 計画策定の位置付け	・・・ P 5
3. スポーツを取り巻く環境の現状と課題	・・・ P 6～13

### 第2章 スポーツ推進の基本的な考え方

1. 基本理念	・・・ P 14
2. 基本方針	・・・ P 15
3. 本計画の指標（数値目標）	・・・ P 15
4. 綾瀬市スポーツ推進計画体系図	・・・ P 16

### 第3章 スポーツ推進のための施策・事業

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 《主な施策》 ① 各種スポーツ大会・教室の開催支援 ② スポーツ活動団体の活動支援 ③ 市民の健康増進・体力づくりの支援	・・ P 17～22
2. スポーツ活動をささえる環境の整備 《主な施策》 ① スポーツ施設の適正な維持管理	・・ P 22～26

- ② スポーツ施設の計画的な改修
- ③ 学校体育施設の活用
- ④ 屋内温水プールの整備について

#### 第4章 施策の推進に向けて

1. 計画の推進体制	・・・ P 2 7
2. 計画の進行管理	・・・ P 2 7

#### ○資料編

1. 計画の策定経過	・・・ P 2 8
2. 綾瀬市スポーツ推進審議会名簿	・・・ P 2 8
3. 綾瀬市スポーツ推進審議会規則	・・・ P 2 9

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市においては、令和3年3月に「綾瀬市スポーツ推進計画（令和3年～令和7年度）」を策定し、本市が目指すスポーツを通じた市民の「健康づくり」の実現に向けた具体的な取組みを定め各種スポーツ施策を進めてきました。

しかしながら少子化や、趣味趣向の多様化などが、市民のスポーツに対する考え方には影響を及ぼしています。このことから、市民が運動に親しんだり、スポーツに参加したりすることができる「場」を地域社会において安定的に確保していくことが求められます。

一方で、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」や、神奈川県を会場に開催された「ねんりんピックかながわ2022大会」の開催経験を契機に高まった関心を改めてスポーツの意義や価値を見直す機会とし、年齢、性別、国籍、障がいの有無を問わず誰もが積極的にスポーツに参加・貢献していくことができる共生社会に向けて、生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めていくことが重要です。

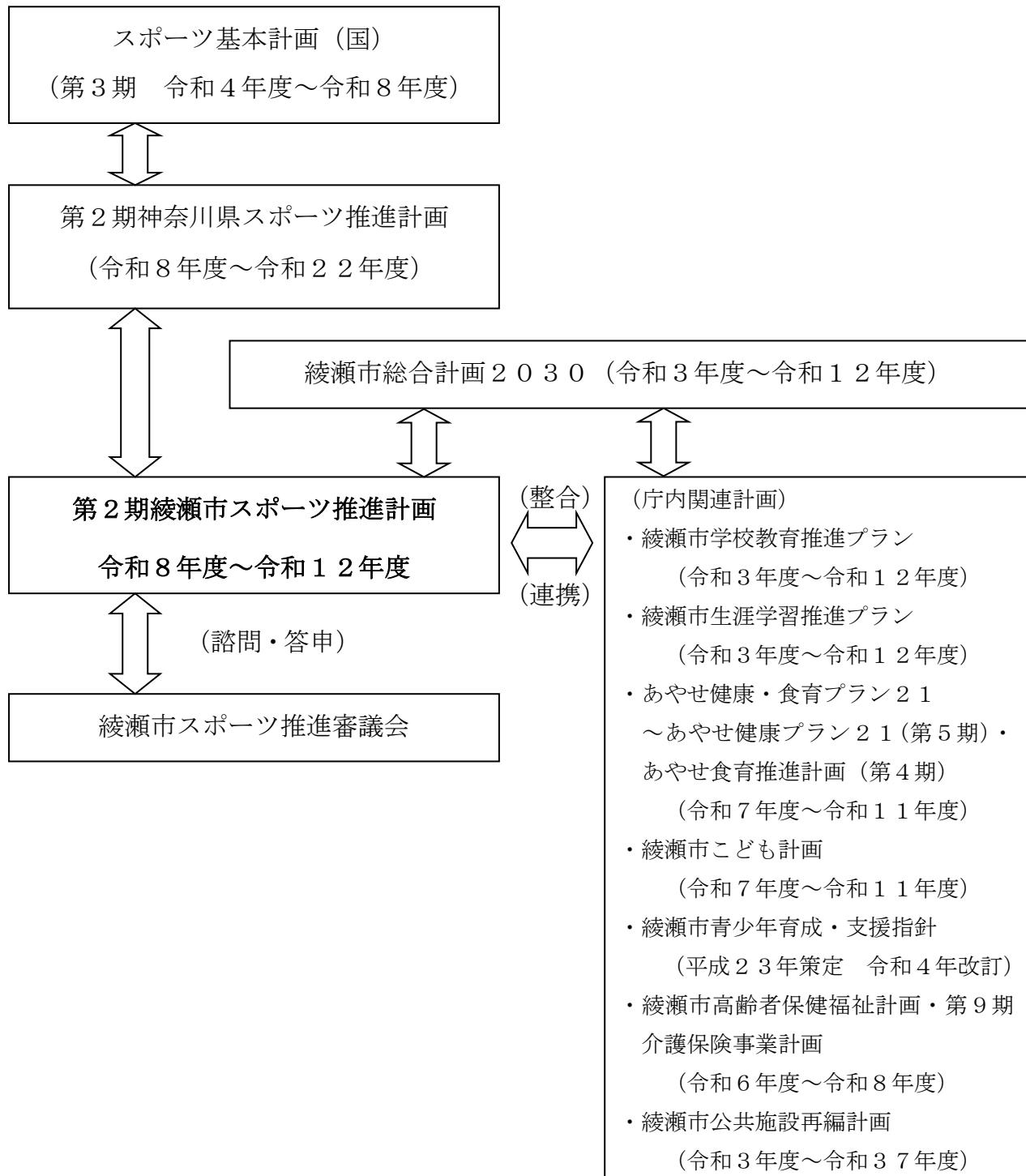
国では、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、県では令和8年3月に第2期神奈川県スポーツ推進計画が策定されております。本市においては国県の動向を踏まえ、本市の現状と課題を検証し、時代・環境の変化や市民のニーズに的確に対応した「健康スポーツ」を視点に加えた施策を進めていくための指針となる計画として、「第2期綾瀬市スポーツ推進計画」を策定するものです。

スポーツを取り巻く環境は、大きく変化するほか、本市施設においても老朽化の影響により、改修計画等に大きな変更が生じる可能性もあることを踏まえ、国・県の計画期間に合わせて、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として定めるものとします。

## 2. 計画策定の位置付け

本計画は、国が定める「スポーツ基本計画」と「神奈川県スポーツ推進計画」を参考し、本計画の上位計画である綾瀬市総合計画2030と整合を図るとともに、本市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を示すものです。

また、本計画の策定にあたっては、綾瀬市スポーツ推進審議会の意見を踏まえるとともに、健康づくり、子育て支援、高齢者、福祉、まちづくり等の関連計画や、学校における体育に関する施策については、教育委員会の取組みなどとも連携を図りながら、市民や関係団体等と協働し、地域社会全体で生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組むための指針とするものです。



### 3. スポーツを取り巻く環境の現状と課題

## 【綾瀬市の現状】

本市は、4人に1人以上が65歳以上の超高齢社会であり、高齢化の加速や免許返納により、外出の機会が減少し、メタボリック・シンドロームやロコモティブ・シンドローム、認知症の発症や引きこもりなど、健康を害するリスクが高まっていく心配があります。

いつまでも、住み慣れた環境の中で、生涯自分の足で歩き続けることができるような市であるために、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツ活動を支える環境の整備を行い、活動領域を広げていくことが求められています。

## 【スポーツ活動の現状】

市民のスポーツに対する考え方、取り組み方、楽しみ方は多様化しています。スポーツを実践する方、スポーツを見ることが好きな方、スポーツをしている人を支えることが好きな方、スポーツを通じて周囲と集まり、つながることが好きな方など、その全員がスポーツに関係します。

スポーツを楽しんでいただくために、綾瀬市スポーツ推進委員協議会や綾瀬市スポーツ施設指定管理者、綾瀬市スポーツ協会等が、大会、イベント、教室などを開催しています。

引き続き、市と各団体との連携を深め、団体は地域の声を拾い上げ市民ニーズを市につなぎ、市は地域の声を施策に反映させていくことがスポーツの推進には必要なこととなります。

### (1) スポーツ大会、教室の状況

事業名	参加者数 事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合スポーツ大会		20 種目・2,750 人	20 種目・2,396 人	21 種目・2,129 人
駅伝競走大会		92 チーム・360 人	96 チーム・419 人	84 チーム・372 人
スポーツ教室 (指定管理者自主事業)		22 種目、28 教室 11,206 人	19 種目、23 教室 12,438 人	24 種目、29 教室 17,033 人

(2) 健康づくり・スポーツ推進に関する各課の取組み

事業名	事業概要	目的	課名
地域活動支援センタースポーツプログラム	精神障がいのある方に対し、ウォーキング・卓球・バスケットシュート練習等の運動機会を創出する。	精神障がいのある方に運動不足の解消と運動で身体を動かすことの喜び、気持ちよさを経験してもらい、病状の安定を図る。	障がい福祉課
福祉スポーツ助成金交付事業	障がい者等が全国大会や国際大会に出場した場合に助成金を交付する。	障がい者等のスポーツ大会（全国大会・国際大会）に参加する選手や団体に対して支援する。	障がい福祉課
神奈川県障害者スポーツ大会	神奈川県障がい者スポーツ協会が実施する（卓球、水泳など）スポーツ大会へ参加するための負担金を支払う。	障がい者等のスポーツ大会に参加する選手に対しての支援をする。	障がい福祉課
綾瀬市老人クラブ連合会関連各種スポーツ大会	グランドゴルフ大会やスポーツ交流の集い等のスポーツ大会を開催する。	スポーツを通して、老人クラブ会員相互のふれあいと親交を深め、生涯スポーツの振興、高齢者福祉の向上及び健康増進を図る。	高齢介護課
特定保健指導実施者を対象とした運動教室	特定保健指導実施者への健康運動指導士による運動教室を実施する。	メタボリック・シンドローム及び生活習慣病の発症予防を目的として生活習慣改善の定着等行動変容を促す。	保険年金課
「あやせウォークガイド」及び史跡ガイドボランティア	「あやせウォークガイド」に掲載された文化財コースの見学を希望する個人及び団体等に対し、市史跡ガイドボランティアの会員が歩きながら市内文化財を巡る。	本市の文化財の普及とともに、健康増進を図る。	生涯学習課
公民館講座	公民館講座の一環で、小学生や親子、子育て世代、成人などを対象に、運動や健康づくりに関する事業を実施する。	運動する機会を創出することで、市民の健康維持・増進に役立てる。	生涯学習課 文化会館等指定管理者

綾瀬市ふれあい探検ウォークラリー大会	家族や友人でチームを組み、アトラクションをクリアしながら、コマ地図を頼りに市内を巡り歩くラリ一大会を実施する。	チーム内でコミュニケーションを図り、楽しみながら、親子や仲間とのふれあいや絆を育成する。	児童青少年支援課
体験型健康教室	運動や食の実技、健康度見える化コーナーの体験を中心とした生活習慣病予防に関する教室を実施する。	実技・体験を中心とした教室を実施することで、健康意識の向上、行動変容へつなげる。	こども家庭センター
地域開催型運動教室	運動の正しい知識や簡単な運動実技を体験する教室を地域で開催する。	身近な場所で簡単に取り組める運動実技の教室を開催することで、運動の楽しさや重要性を啓発する。	こども家庭センター
健康度見える化コーナーの設置	体組成、血圧、血管年齢、脳年齢、骨健康度を測定できる健康機器コーナーを設置する。	気軽に測定できる環境を整えることで、市民の健康に関する気づきの場を提供する。	こども家庭センター
健康づくりを目的とした公園施設	公園の再整備や施設改修の際に、地域のニーズに合わせて健康遊具などの設置を検討する。また、既存の健康遊具などの維持管理を行い健康づくりの場を提供する。	健康遊具などを活用してもらうことで公園利用者の健康増進を図る。	みどり公園課
部活動の地域展開	学校部活動を地域に展開し、地域クラブとして活動することで、子ども達が多様な活動を体験できる機会と、より望ましい指導を受けながら、将来にわたり活動できるよう持続可能な環境の整備を進める。	地域クラブでの活動を通じて、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図る。	教育指導課 スポーツ課

スポーツ推進を着実に実施し、総合的な取組みを実施するためには、庁内関係課との協力が不可欠であるため、お互いの連携を深め、協力体制の構築に努めます。

## 【スポーツ・運動の実施状況について】

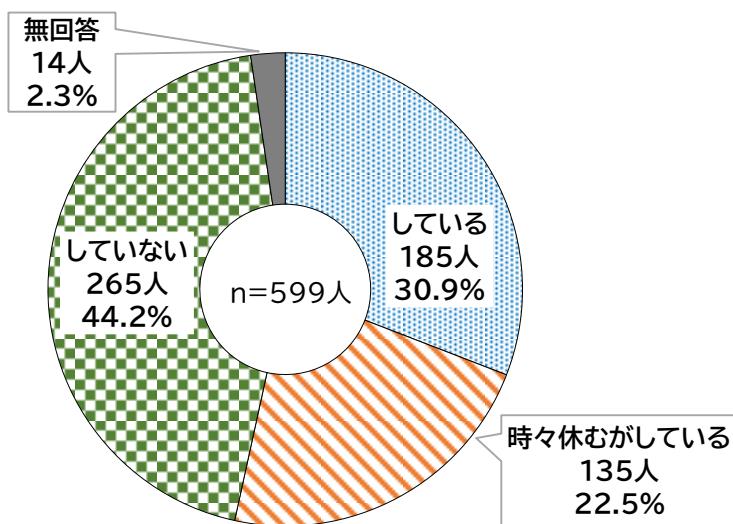
### 運動実施率（全体・年代別）

本市におけるスポーツ・運動の実施率は、令和5年度に実施したあやせ健康・食育プラン21アンケート調査結果によると、1日30分以上、週2～3回、3か月以上運動を「している」人の市全体の割合は、30.9%となっています。年代別にみると、75歳～79歳が最も多く57.9%、次いで20歳未満が48.4%の実施率であり、働き盛り世代である20歳代から64歳までの年代ではいずれも30%以下と実施率は低くなっています。

運動をしている理由の割合は全ての年代で「健康や体力の増進・維持のため」が最も高く、また、運動をしていない理由の割合は、高年期を除き、「時間がない」が最も高い結果となっており、高年期では、「健康上の問題」が最も高くなっています。働き盛り世代の運動実施率の向上、生活習慣病等を予防するために、忙しくても日常に取り入れやすい運動習慣を身に付ける取組みが必要です。

令和5年度綾瀬市健康・食育に関するアンケート  
(一部加工)

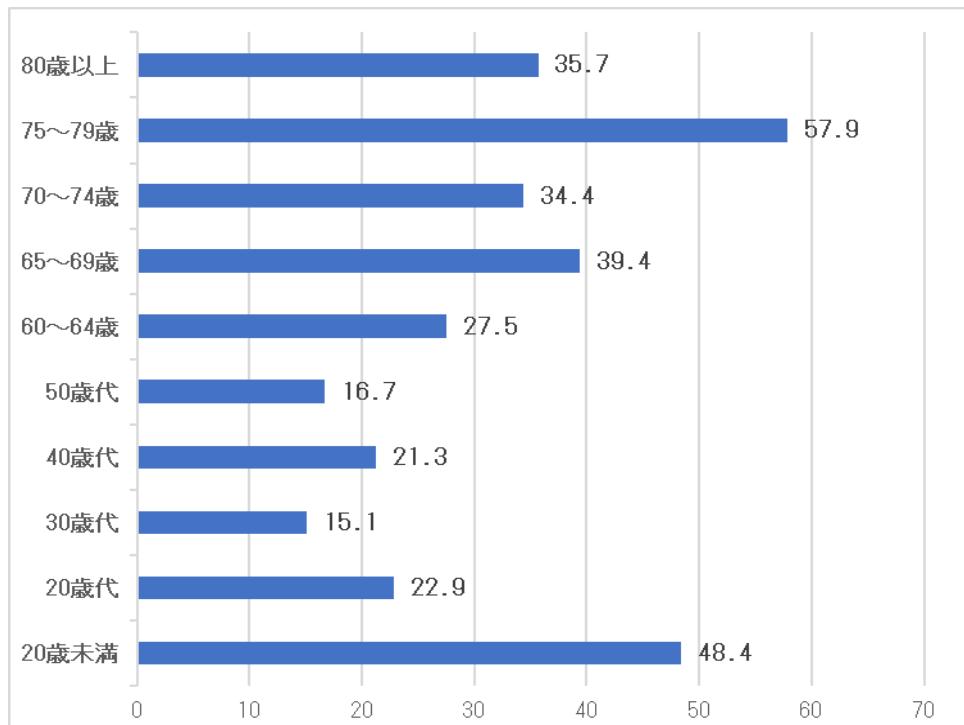
1日30分以上、週2～3回、3か月以上  
運動をしている人の割合



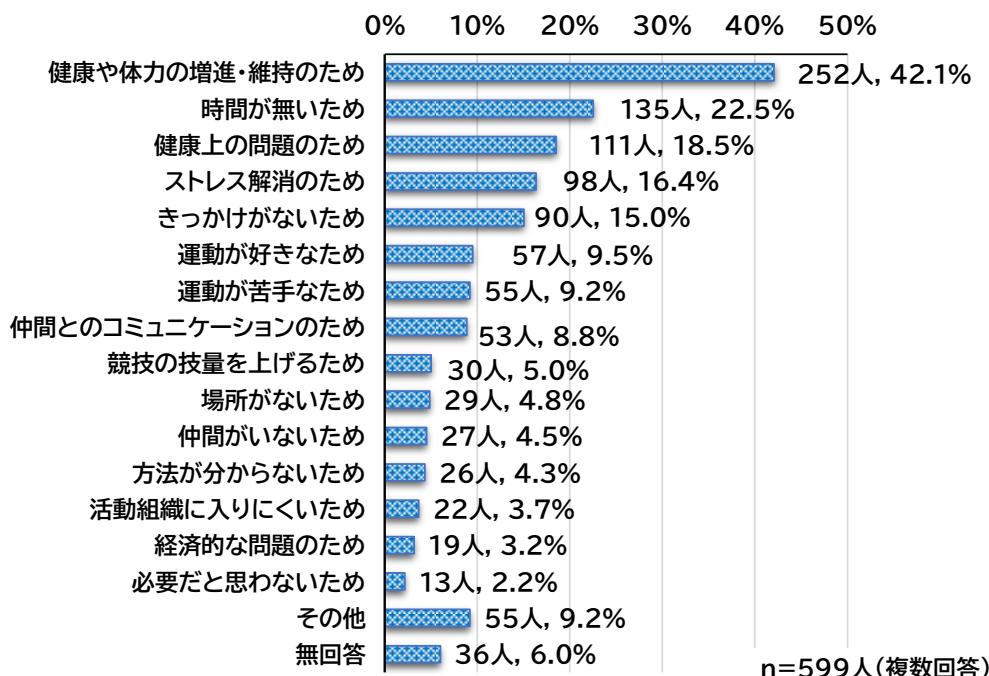
※四捨五入の関係で、内訳の構成比の合計は、合計値と一致しないことがあります。

1日30分以上、週2～3回、3か月以上運動している人の  
年齢別の割合

(単位：%)



1日30分以上、週2～3回、3か月以上  
運動をしている・していない理由



## 【スポーツをする環境について】

本市には、市民スポーツセンター、綾瀬スポーツ公園などのスポーツ施設があり、指定管理者による施設の運営を行っています。

各施設においては、設置後30年を経過しているものも多く、スポーツ施設の機能向上と長寿命化に向けた計画的な施設の改修が必要となっています。

また、市内の小・中学校施設においても、15校の校庭、体育館（校庭は綾瀬中学校、北の台中学校を除く。）、中学校の武道場を学校体育に支障のない範囲で一般開放しています。

市民の運動実施率の向上には、利用者に安全で快適なスポーツ施設を提供し、適正で効率的なスポーツ施設の維持管理と利用案内・予約などのサービス向上が必要となります。

### 本市のスポーツ施設一覧

施設名		所在地	設置年月	敷地面積
市民スポーツセンター	体育館	深谷上3-6-1	昭和57年12月 (平成21年リニューアル)	8,986 m <sup>2</sup>
	テニスコート		昭和60年3月 (平成24年リニューアル)	2,569 m <sup>2</sup>
	ゲートボール場 (テニスコート)		昭和60年3月 (平成24年リニューアル)	1,477 m <sup>2</sup>
	陸上競技場		昭和60年3月 (平成30年リニューアル)	24,990 m <sup>2</sup>
綾瀬スポーツ公園	第1野球場	本蓼川345	平成25年2月 (令和7年内野のみ リニューアル)	18,641 m <sup>2</sup>
	第2野球場		平成21年8月	13,120 m <sup>2</sup>
	ソフトボール場		平成23年11月	5,424 m <sup>2</sup>
	第1多目的広場		平成21年8月 (令和8年リニューアル)	合計 20,867 m <sup>2</sup>
	第2多目的広場		平成22年3月 (令和8年リニューアル)	
	テニスコート		平成23年10月	3,817 m <sup>2</sup>
	レストハウス会議室		平成24年1月	390 m <sup>2</sup>
本蓼川テニスコート	本蓼川284	昭和53年3月	2,974 m <sup>2</sup>	
蓼川スポーツ広場	蓼川3-1448	平成4年3月	6,114 m <sup>2</sup>	
光綾公園多目的フィールド	深谷上4-5234	令和4年8月	11,000 m <sup>2</sup>	
早川城山多目的広場	早川城山4-3-1	平成24年3月	15,998 m <sup>2</sup>	

## スポーツ施設の利用状況の推移（3年間）

施設名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数
市民スポーツセンター	41,420	226,974	45,732	213,465	47,464	199,413
綾瀬スポーツ公園	8,251	161,510	9,506	121,801	9,653	109,871
本蓼川テニスコート	342	3,495	579	1,758	626	1,586
蓼川スポーツ広場	363	10,039	515	7,960	530	5,905
光綾公園多目的フィールド	393	29,298	1,032	39,188	1,058	67,221
早川城山多目的広場	265	12,251	296	5,476	284	4,551
計	51,034	443,567	57,660	389,648	59,615	388,547

## スポーツ施設年間稼働率（3年間）

	施設名	令和4年度		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民スポーツセンター	大体育室	76.1%	88.0%	89.3%
	小体育室	94.9%	96.3%	95.9%
	第1武道室	65.2%	67.8%	73.9%
	第2武道室	61.8%	68.5%	69.2%
	多目的室	87.0%	90.0%	90.1%
	テニスコート	58.2%	73.5%	75.7%
	ゲートボール場	23.1%	18.0%	11.6%
	陸上競技場	65.5%	75.1%	65.3%
綾瀬スポーツ公園	第1野球場 ※1	59.7%	73.4%	58.2%
	第2野球場	28.4%	41.2%	42.8%
	ソフトボール場	27.2%	33.0%	32.3%
	第1多目的広場	53.2%	58.7%	55.6%
	第2多目的広場	54.3%	60.8%	61.8%
	テニスコート	41.8%	50.3%	53.1%
	本蓼川テニスコート	本蓼川テニスコート	19.0%	25.8%
蓼川スポーツ広場	蓼川スポーツ広場	35.1%	39.2%	40.3%
光綾公園多目的フィールド	光綾公園多目的フィールド ※2	40.5%	69.0%	80.1%
早川城山多目的広場	早川城山多目的広場	18.5%	24.0%	22.4%

※1：令和7年1月～2月は内野人工芝張替え工事のため閉鎖。

※2：令和4年8月まではリニューアル工事のため閉鎖。

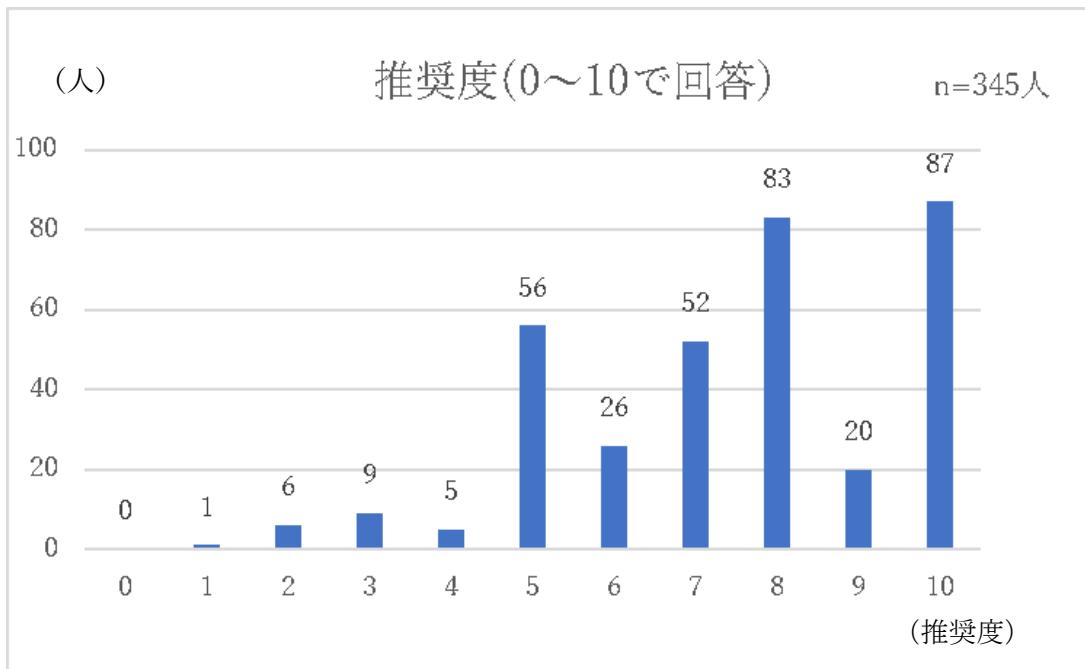
### 学校体育施設の利用状況の推移（3年間）

施設名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数
校庭	1,259	47,998	1,310	46,774	1,229	41,503
校庭（夜間照明）	281	5,703	378	7,105	361	7,731
体育館	5,192	88,461	4,768	84,891	5,398	93,492
武道場	422	7,677	366	6,780	332	5,820
計	7,154	149,839	7,598	145,550	7,320	148,546

### スポーツ施設の推奨度

本市におけるスポーツ施設(市民スポーツセンター)について、令和6年度に実施した利用者アンケート結果より、総合的な推奨度(親しい知人や友人にどの程度おすすめしたいと思うか)について、345人中87人が最も多かった「10」と回答しました。推奨度の平均は7.5で前年度の7.4と比べ、高い結果となりました。

令和6年度市民スポーツセンター利用者アンケート



## 第2章 スポーツ推進の基本的な考え方

### 1. 基本理念

スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとされており、このような社会の実現のため、スポーツ基本計画において、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、スポーツに参画することができる環境を整備するとされております。また、一人一人が置かれた状況や事情、特性等も踏まえ、様々な立場にある人々誰もが共に活動し、つながりを感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指すとしています。

競技としてのスポーツだけではなく、「健康スポーツ」という視点から、健康増進や、介護予防、余暇としてのレクリエーションも含め、スポーツ活動に市民一人一人が「する」「みる」「ささえる」「あつまる」「つながる」ことで市民のウェルビーイングの向上に寄与するよう、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要であることから、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

「する」「みる」「ささえる」「あつまる」「つながる」

誰もがスポーツに親しめる

健康で活力のあるまちづくり

**スポーツを「する」「みる」「ささえる」「あつまる」「つながる」とは…**

**する**

子どもから高齢者、障がいがある人もない人も、初心者から上級者まで、市民の誰もが主体的に身体を動かしてスポーツを「する」機会を提供します。

**みる**

イベントやスポーツ観戦を通じて、スポーツに接することで魅力を感じることができるように、ホームタウンチームや関係団体と連携し、市民のスポーツに対する興味や関心が高まるように「みる」ための情報を発信します。

**ささえる**

スポーツ環境の基盤となるスポーツ活動を支える人材や地域のスポーツ団体、スポーツ大会やイベントのボランティアの方々を支援するとともに、スポーツをする「場」である各スポーツ施設の改修、修繕を計画的に行うなど、「ささえる」ための環境の整備をします。

**あつまる・つながる**

様々な立場にある人々がスポーツを通じて「あつまる」環境を整備し、境界等を越えて交流し「つながる」ことで共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

## 2. 基本方針

基本理念に基づき、競技スポーツからレクリエーションスポーツまで、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、運動が習慣化され、健康を維持していくような環境や機会を提供できるよう、「する」「みる」「ささえる」「あつまる」「つながる」の視点から次の2つの基本方針で具体的な施策、事業を展開していきます。

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツ活動をささえる環境の整備

本計画におけるスポーツとは・・・

ルールや決まりに基づいて活動する陸上競技や球技、武道などの競技スポーツだけではなく、健康や体力の保持増進を目的とするウォーキングなどの軽度の運動や、余暇として楽しむレクリエーションのためのスポーツも含むものとします。

## 3. 本計画の指標（数値目標）

計画の達成状況を把握することを目的として、スポーツを「する」「みる」「ささえる」「あつまる」「つながる」のさまざまな視点から、スポーツに関わる市民を増やすとともに、市民のスポーツへの関心を高めるという視点から、次のとおり計画の指標を設定します。

- ・1日30分以上、週2～3回、3か月以上運動をしている人の割合

目標値：48%以上（現状値 30.9%）

## 4. 綾瀬市スポーツ推進計画体系図

### 基本理念

「する」「みる」「ささえる」「あつまる」「つながる」

誰もがスポーツに親しめる

健康で活力のあるまちづくり

### 基本方針

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツ活動をささえる環境の整備

《主な施策》

- ①各種スポーツ大会・教室の開催支援
- ②スポーツ活動団体の活動支援
- ③市民の健康増進・体力づくりの支援

《主な施策》

- ①スポーツ施設の適正な維持管理
- ②スポーツ施設の計画的な改修
- ③学校体育施設の活用
- ④屋内温水プールの整備

## 第3章 スポーツ推進のための施策・事業

### 1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

年齢や性別に関わらず、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも市民がそれぞれのライフステージ・ライフスタイルに合わせて、日常的にスポーツや健康増進、介護予防としての運動、レクリエーションとしてのスポーツに親しむことのできる機会を提供することにより、生きがいや健康づくりにつながるようなスポーツ活動を推進していきます。

《主な施策》

- ① 各種スポーツ大会・教室の開催及び支援
- ② スポーツ活動団体の活動支援
- ③ 市民の健康増進・体力づくりの支援



市駅伝競走大会の様子



大和・綾瀬スポーツフェスティバルの様子



綾瀬市スポーツ推進委員の活動の様子

## ①各種スポーツ大会・教室の開催及び支援

各種競技のスポーツ活動の推進及び競技機会の提供を図るため、市総合スポーツ大会を開催し、競技人口の拡大及び競技力の向上を図ります。

このほか、市駅伝競走大会や大和・綾瀬スポーツフェスティバル等のスポーツイベントを開催し、スポーツへの関心と市民の健康及び体力の保持増進を図ります。

また、指定管理者が実施する事業において、子どもから高齢者までの広い世代を対象とした各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催し、身近な場所におけるスポーツ・レクリエーション機会の創出を図ります。

### (主な取組み)

- ・市総合スポーツ大会の開催
- ・市駅伝競走大会の開催
- ・大和・綾瀬スポーツフェスティバルの開催
- ・各種スポーツ教室の支援
- ・パラスポーツ教室の開催 等

## ②各スポーツ活動団体の活動支援

本市における市民のスポーツ活動は、綾瀬市スポーツ推進委員協議会や、綾瀬市スポーツ協会など、さまざまなスポーツ関係団体による活動により支えられています。各関係団体は、相互の連絡と協調を図り、市民のスポーツ活動の振興を図ることを目的として、各種競技会、講習会の開催、各種体育団体の育成、各種大会への選手派遣、選手の強化、スポーツ少年団の育成などの事業を行っています。市民が地域でより身近にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、各関係団体の活動を支援していきます。

### (主な取組み)

- ・研修会等を通じた綾瀬市スポーツ推進委員の資質の向上
- ・綾瀬市スポーツ協会等社会体育関係団体の活動支援
- ・中学校部活動の地域展開

## ○本市のスポーツ推進をささえるスポーツ関係団体

### ・綾瀬市スポーツ推進委員協議会

綾瀬市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき委嘱された、市、自治会からの推薦、公募により選出される25人の委員で構成されています。それぞれのスポーツ推進委員が各地区におけるスポーツ推進のための助言や協力などを行うとともに、地域と行政との間を取り持つパイプ役として、市民のニーズを聞き取って、実現する役割を担っています。

(主な取組み) 地域の派遣事業の調整・運営、ニュースポーツ教室の開催、地域スポーツコーディネーター等

### ・綾瀬市社会体育関係団体 綾瀬市スポーツ協会

綾瀬市スポーツ協会は、市内のスポーツ団体相互の連絡と協調を図り、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ることを目的としています。各種競技会、講習会の開催、各種体育団体の育成、各種大会への選手派遣、選手強化、スポーツ少年団の育成などの事業を行います。

(主な取組み) 各種目協会組織強化の支援、市総合スポーツ大会の開催支援（総合開会式を含む。）、初心者教室の開催等

### 綾瀬市スポーツ協会会員数の推移

※各年4月1日時点

令和5年度	令和6年度	令和7年度
4, 750人	4, 767人	4, 443人

### 令和7年度綾瀬市スポーツ協会加盟団体（22団体）

令和7年4月1日現在

陸上競技協会	野球協会	バレーボール協会
卓球協会	剣道連盟	レクリエーション協会
サッカー協会	ソフトテニス協会	柔道協会
空手道協会	バドミントン協会	バスケットボール協会
クレー射撃協会	ソフトボール協会	馬術協会
テニス協会	スキー協会	ゴルフ協会
太極拳協会	ターゲット・バート・ゴルフ協会	グラウンド・ゴルフ協会
ダンス・スポーツ協会		

#### ・綾瀬市スポーツ協会以外の社会体育関係団体

スポーツを通して地域づくりに貢献するため、レクリエーション活動、社会活動、文化活動などにより、協調性や創造性を養う活動を行う団体育成を目指します。

#### 令和7年度綾瀬市社会体育関係団体

令和7年4月1日現在

綾瀬市スポーツ少年団	綾瀬市学童野球連盟	綾瀬市家庭婦人ソフトボール連盟
綾瀬市レディース卓球連盟	綾瀬リトルリーグ・リトルシニア野球協会	綾瀬ボーイズ野球協会

その他、綾瀬市スポーツ協会への加盟を目的として活動する団体のうち、3年内に加盟が見込まれる団体を育成します。

#### ・綾瀬市スポーツ施設指定管理者

スポーツ施設の運営管理について、指定管理者と定期的に協議を行い、市民のニーズに応じた快適で利用しやすい施設の運営を行っています。

また、指定管理者が実施する自主事業において、子どもを対象に各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催し、身近な場所におけるスポーツ・運動機会の創出を図っています。

(主な取組み) 子どもから高齢者まで広い世代を対象としたスポーツ教室の開催等

#### ・ホームタウンチーム

本市では、平成30年10月25日に日本プロサッカーリーグに加盟するサッカークラブ「SC相模原」のホームタウンとなることをJリーグから承認されました。

また、令和4年11月16日、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ(WEリーグ)理事会の承認を経て、本市は、女子プロサッカーチーム「ノジマステラ神奈川相模原」のホームタウンに認定されました。

みるスポーツ人口の拡大、まちの魅力向上や活性化とともに、サッカー教室など地域と連携した社会貢献活動等にも取り組むなど、地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの醸成を促します。

また、チーム・選手が活躍することで、市民に夢や感動を与え、まち全体のスポーツに対する気運の醸成につなげていくことが期待されます。

(主な取組み) 市民デーの開催、地域貢献事業、市主催事業への協力(サッカー教室等)

- ・**総合型地域スポーツクラブ**

身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向に合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持っております。

## ○中学校部活動の地域展開

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめにおいて、令和8年度から令和10年度の間に休日の学校部活動の地域展開に着手することを求められており、綾瀬市においては、令和8年度夏頃から一部種目の休日の部活動において地域展開を開始し、地域クラブにて活動します。

中学校の部活動を地域に展開していくことで、子ども達が多様な活動を体験できる機会と、より望ましい指導を受けながら、将来にわたり活動できるよう持続可能な環境の整備を進めます。

### ③市民の健康増進・体力づくりの支援

市民がいつまでも健康でいられるように、健康、スポーツに関する意識調査を実施し、本市の現状を明らかにし、個々のライフスタイルやライフステージに応じて身近にスポーツ・レクリエーションを楽しむことで生きがいを実感できる環境づくりに努めます。

また、子どもから高齢者、障がい者等の誰もがスポーツを行うきっかけとなるような情報の発信や、庁内関係課との連携を強めていきます。

#### (主な取組み)

- ・デジタル技術を活用したスポーツ情報の発信
- ・スポーツや運動に関する意識調査の実施
- ・運動習慣の定着化に向けた取組み

- ・**デジタル技術を活用したスポーツ情報の発信**

スポーツに親しむ機会や場所についての情報を、広報誌やホームページのほか、インスタグラムやLINE等を積極的に活用し、市民の生活等の状況に応じて適切な方法を工夫して提供していきます。

また、各スポーツ関係団体と連携し、スポーツになじみのない人に対してスポーツに関する情報を「みる」ことを通してその魅力を伝えていきます。

- ・スポーツや運動に関する意識調査

市民の健康や運動・スポーツについての意識や意見・要望等の現状を明らかにするために、次期計画に反映させていくために、「スポーツに関する市民意識調査」として、アンケート調査を実施します。

- ・運動習慣の定着化に向けた取組み

運動がなかなか始められない方や働き盛りの世代、体力に自信がない方でも、気軽に参加できる健康スポーツ事業を推進していきます。無理のない運動量の把握や、運動へのやりがいなどを感じ、市民が楽しみながら運動に取り組むきっかけを作り、健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進します。

## 2. スポーツ活動をささえる環境の整備

市民の誰もが様々な形でスポーツ活動に親しむための環境整備を図ります。

身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができるよう、市民のニーズに応じた快適で利用しやすい施設の維持管理や、安心安全にスポーツに親しめるよう施設の計画的な改修を行っていきます。

### 《主な施策》

- ① スポーツ施設の適正な維持管理
- ② スポーツ施設の計画的な改修
- ③ 学校体育施設の活用
- ④ 屋内温水プールの整備



## ① スポーツ施設の適正な維持管理

指定管理者制度を活用したスポーツ施設の管理運営について、指定管理者と定期的に協議を行い、市民のニーズに応じた快適で利用しやすい施設の運営を行います。

また、計画的な保守・維持管理を講じて実施するなど、安全で安心なスポーツ施設を提供し、利用促進を図ります。

### (主な取組み)

- ・資産管理システムによる予防保全型維持管理

## ② スポーツ施設の計画的な改修

スポーツ施設の長寿命化に向けた計画的な改修に取り組むための、施設の整備計画の策定が必要となります。

綾瀬市公共施設再編計画との整合性を図りながら、計画的に取り組んでまいります。

施設名		設置年月	整備予定年	整備内容
市民スポーツセンター	体育館	昭和 57 年 12 月 (平成 21 年リニューアル)	令和 10 年	床面張替
	テニスコート	昭和 60 年 3 月 (平成 24 年リニューアル)	令和 9 年以降	砂入り人工芝張替
	陸上競技場	昭和 60 年 3 月 (平成 30 年リニューアル)	令和 15 年	全天候型トラック 張替
綾瀬スポーツ公園	第 1 野球場	平成 25 年 2 月 (令和 7 年 3 月内野人工芝 のみ整備)	令和 10 年以降	人工芝張替
	ソフトボール場	平成 23 年 11 月	令和 9 年以降	
	第 1 多目的広場	平成 21 年 8 月 (令和 8 年 2 月整備)	令和 15 年	
	第 2 多目的広場	平成 22 年 3 月 (令和 8 年 2 月整備)	令和 15 年	
	テニスコート	平成 23 年 10 月	令和 8 年以降	砂入り人工芝張替
光綾公園多目的フィールド		昭和 51 年 3 月 (令和 4 年リニューアル)	令和 19 年	人工芝張替

### ③学校体育施設の活用

地域、生活に結び付いた身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校体育施設（校庭、体育館、武道場）及び夜間照明設備を広く市民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動を行う場を提供します。

### ④屋内温水プールの整備

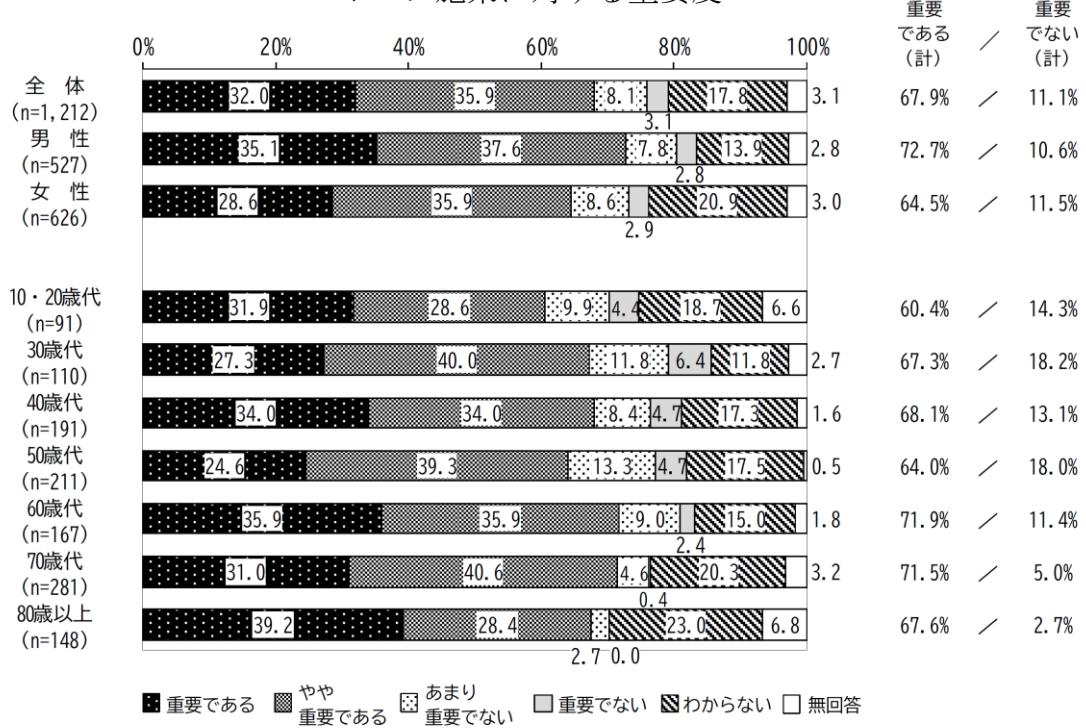
令和4年度に実施された「綾瀬市市民満足度調査」によると、スポーツ施策に関する取組みの重要度は「やや重要である」「重要である」を合わせて7割近くに上るにもかかわらず、当該取組みに対する満足度は、「満足」「やや満足」を合せても6割を下回っており、施策に対する取組みの方向性について検討する必要が求められていきました。また、令和5年度に実施された「あやせ健康・食育プラン21」策定に伴うアンケートによると、市民が日常的に行う運動として、1位のジョギング、ウォーキング、2位の筋力トレーニングに次ぐ、3位に水泳やアクアビクスが挙げられていることや、今後充実してほしい公共スポーツ施設として、体育館などの屋内スポーツ施設に次ぐ、2位に屋内プールが挙げられています。

このような背景から、令和6年5月に「子どもから高齢者まで、誰もが気軽に水に親しみ、健康スポーツに取り組むことができる機能を有する屋内温水プールを整備する。」を基本方針に、「綾瀬市市民プール整備事業基本構想」を策定しました。

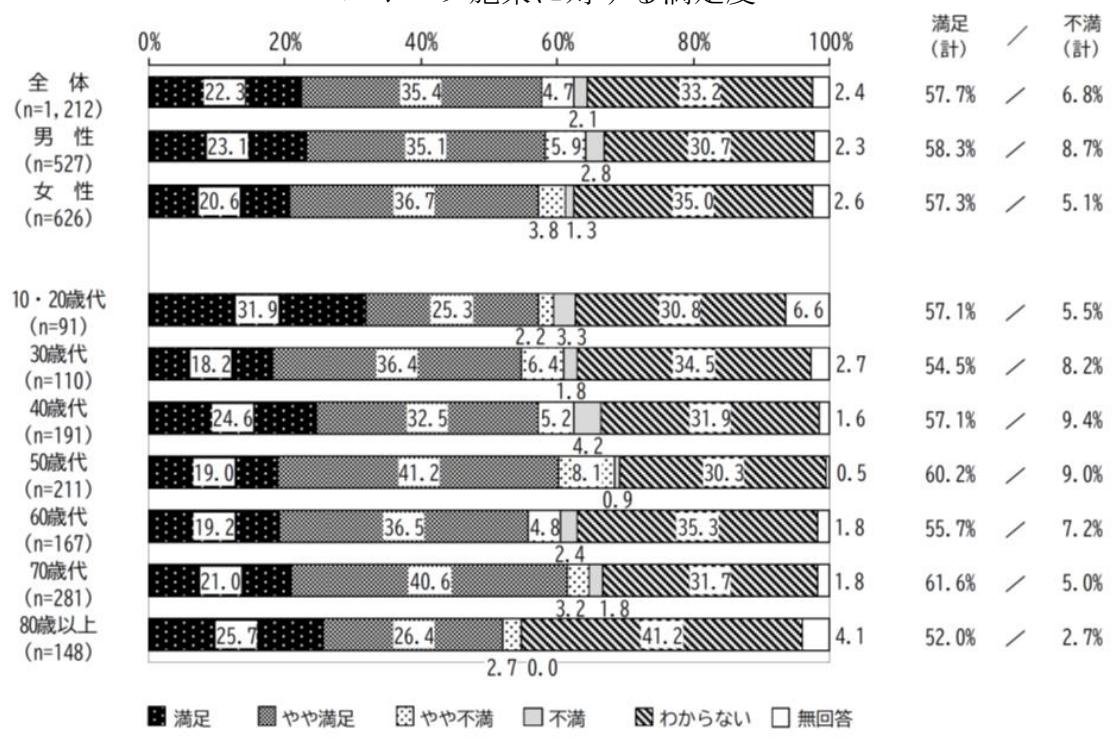
今後については、公共施設全体の再編や複合化を総合的に捉えて整理していく必要があるため、財源や規模、設置場所なども十分に熟慮し、また、学校の水泳授業の利活用の場ともなることから、教育委員会とも調整しながら進めていきます。

## 令和4年度綾瀬市市民満足度調査結果

### スポーツ施策に対する重要度

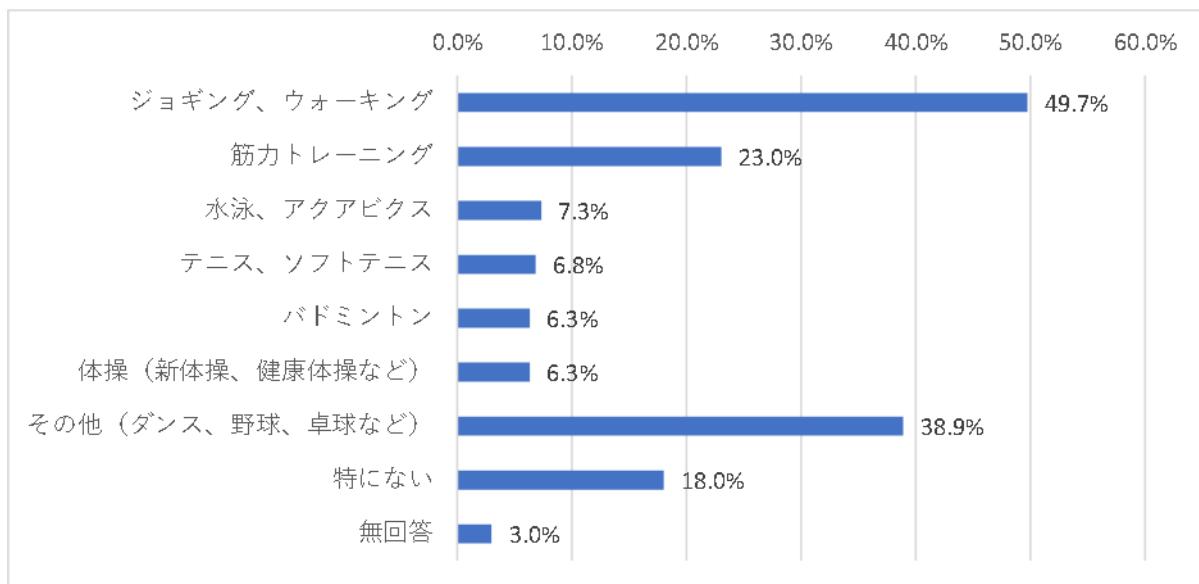


### スポーツ施策に対する満足度

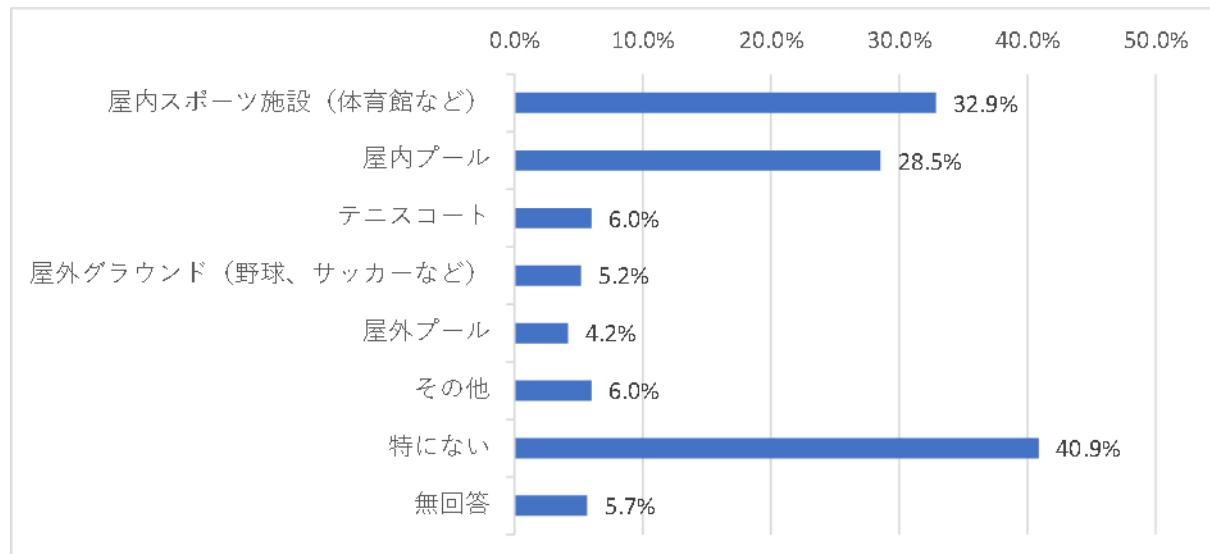


令和5年度綾瀬市健康・食育に関するアンケート  
より加工

どのようなスポーツを行っている（行いたい）か



今後充実してほしい公共スポーツ施設について

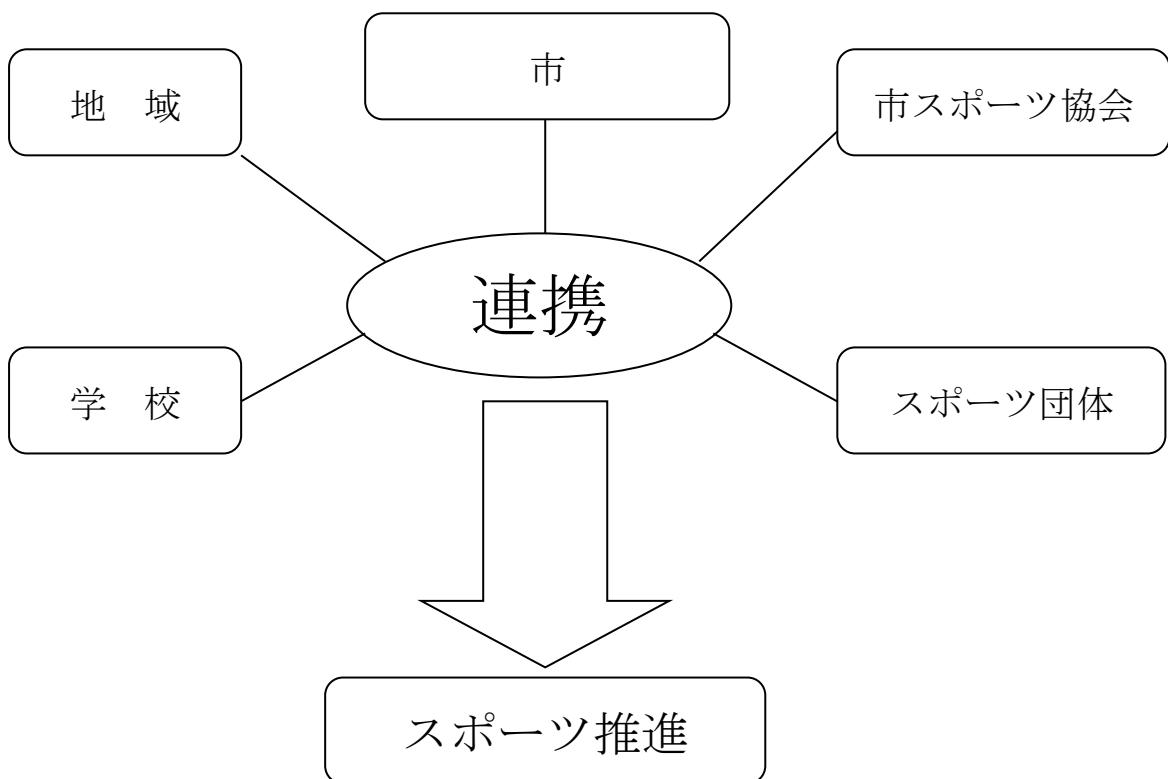


## 第4章 施策の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

施策を推進するため、市、綾瀬市スポーツ協会・地域・学校・各種スポーツ団体が相互連携を図りながら計画の推進に取り組みます。

また、スポーツ推進を着実に実施し、総合的な取組みを実施するためには、府内関係課との協力が不可欠であるため、お互いの連携を深め、協力体制の構築に努めます。



### 2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、国の方針や制度改正の動向、また、社会情勢の変化など、必要に応じた対応をしながら施策の的確な進行管理を行う必要があります。

そのため、各施策の達成状況を中心に、取り組み内容を点検・評価し、その結果について綾瀬市スポーツ推進審議会に報告し、専門的観点から意見をいただきながら継続的かつ効果的な計画の進行管理を行います。

また、審議会の意見は次年度以降の施策展開に反映できるよう努めます。

## 資料編

### 1. 計画の策定経過

期日	会議及び内容
令和7年10月30日	令和7年度第1回スポーツ推進審議会（諮問）
令和7年 月 日	教育委員会会議 協議会
令和8年 1月 8日～ 令和8年 2月 10日	パブリックコメント実施
令和8年 月 日	教育委員会会議 定例会
令和8年 月 日	令和7年度第2回スポーツ推進審議会（答申案について）
令和8年 月 日	綾瀬市スポーツ推進審議会より答申

### 2. 綾瀬市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日  
(敬称略)

氏 名	選 出 区 分		備考
上山 智也	関係行政機関	中学校校長会	
瀬戸 京子	関係行政機関	小学校校長会	
野中 幹子	関係行政機関	県立綾瀬高等学校校長	
新倉 賢一	学識経験者	スポーツ協会	
岡本 進	学識経験者	スポーツ協会	
齊藤 米夫	学識経験者	スポーツ推進委員協議会	
熊倉 孝俊	学識経験者	医師	
平井 弥佳	公募		
万力 梨奈	公募		

## 5. 綾瀬市スポーツ推進審議会規則

### ○綾瀬市スポーツ推進審議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、綾瀬市附属機関の設置に関する条例(昭和53年綾瀬町条例第13号)に基づき設置された綾瀬市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

#### (委員)

第2条 委員は、学識経験者、公募による市民その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

#### (会長等)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第5条 審議会の庶務は、スポーツ推進事務主管課において処理する。

#### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 第2期綾瀬市スポーツ推進計画

発 行 令和8年 月 綾瀬市  
〒252-1192  
綾瀬市早川550番地  
電 話 0467-77-1111 (代表)  
FAX 0467-70-5701

編 集 綾瀬市 健康こども部 スポーツ課